

改正自殺対策基本法を踏まえた対応

学校における持続可能な保健管理の在り方
に関する調査検討会（第5回）R8.3.9

参考資料 2

趣旨 ・ 背景

- 全体としては減少傾向にあるものの、依然として年間自殺者数は2万人を超えており、**令和6年の小中高生の年間の自殺者数が529人と過去最多**となるなど極めて憂慮すべき事態が生じている。
- このような状況を踏まえ、超党派の議員立法による**自殺対策基本法の一部を改正する法律**（令和7年法律第64号）が第217回国会において成立し、令和7年6月11日に公布される。

法の改正により以下の規定が追加（第17条第3項）

※令和8年4月1日より施行

学校は、自殺防止等の観点から、

- ① **心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努める**
- ② **精神保健に関する知識の向上に努める**

改正自殺対策基本法における心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等について（令和8年1月23日付け事務連絡）（抜粋）

1 心の健康の保持のための健康診断、保健指導等について

法の改正により、学校は、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めることが追加されました。これを踏まえ、例えば、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条に規定する児童生徒等の健康診断を実施する際の**保健調査票等**において、**心の健康に係る諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促す**などにより、**所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関への相談等につなげたりするなど、各学校におかれては、保健調査票を活用した保健指導等の措置をお願いします。**（以下略）

今後の予定

「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」において、保健管理の実施に係る教職員や学校医等の負担軽減の観点も踏まえ、関係者の意見を伺いながら、**児童生徒等の心の健康の保持を含む保健管理の在り方について検討する。**